



当該参考図は、平成25年8月30日に指定した「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」第五十五条に規定する「特定活断層調査区域」と、条例で規定しない「活断層の調査を推奨する区域」を表示したものです。